

○伊達市農地銀行実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の農地の貸借及び売買に関する情報を収集し、及び広く提供する伊達市農地銀行（以下「農地銀行」という。）を運用することにより、新規就農者又は規模拡大を目指す担い手への農地の流動化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 市内の農地のうち、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第52条の2第1項に規定する農地台帳にて確認できるものをいう。
- (2) 個人情報 住所、氏名、連絡先等の情報のうち、個人が特定されるものをいう。

(制度の運用)

第3条 伊達市農業委員会会長（以下「会長」という。）は、農地銀行を運用する。ただし、本制度以外による農地の利用取引を妨げるものではない。

(農地の登録申請等)

第4条 農地銀行に農地に関する情報を登録しようとする農地の所有者は、伊達市農地銀行登録申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を確認のうえ、適当であると認めた農地を農地銀行台帳（以下「台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 台帳への登録期間は、台帳に登録した日の属する年度の4月1日から起算して5年が経過するまでとする。ただし、再登録は妨げない。
- 4 台帳に登録した農地（以下「登録農地」という。）の所有者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を会長に申し出るものとする。

(登録農地の抹消)

第5条 登録者は、登録農地の登録を取り消したいときは、伊達市農地銀行登録抹消届（様式第2号）を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録農地の当該情報について抹消するものとする。
 - (1) 登録者から前項に規定する届出があったとき。
 - (2) 当該農地に係る所有権その他権利の異動があったとき。
 - (3) 次条の維持管理が行えないと認められるとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、登録を抹消する必要があると会長が認めるとき。

(農地の維持管理)

第6条 登録農地に関する貸借又は売買の契約が成立するまでの間、当該農地の維持管理は、登録者が行うものとする。

(利用の条件等)

第7条 台帳に登録された情報を利用できる者（以下「利用可能者」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）又は法の規定により農地の借受け又は買受けが可能な者に限るもの

とする。

2 台帳に登録された情報の利用は、営農目的に限るものとする。

3 利用可能者のうち、利用を希望するものは、伊達市農地銀行利用申請書（様式第3号）を会長に提出するものとする。

4 会長は、前項の規定による申請があった場合、その内容等を確認のうえ、適当であると認めるときは、利用申請者に対し、必要な情報のみを提供するものとする。

（情報の共有）

第8条 会長は、台帳に登録された情報について、登録申請者から情報提供の同意が得られた場合は、第1条の目的に資する活動を行っている市農務課、伊達市農業協同組合等関係機関と情報共有するため、前条第2項の利用目的に限って情報提供をすることができる。

（個人情報の取扱い）

第9条 農地銀行における個人情報に携わる者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、若しくは利用しないこと。

(2) 個人情報を毀損及び逸失することがないように適正に管理すること。

(3) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄、消去その他の適正な措置を講ずること。

2 会長は、第7条又は前条により情報提供するとき、前項の事項を厳に遵守するよう提供先に求めるものとする。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。